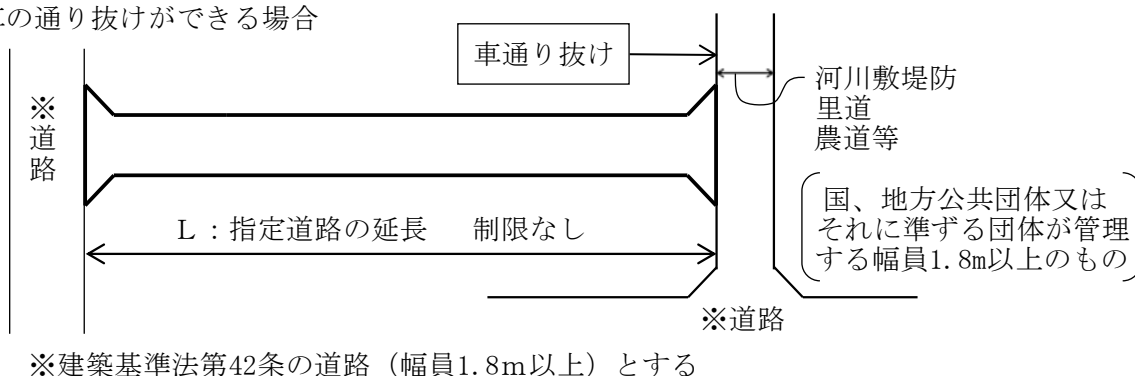


袋路状道路参考図（道路幅員はいずれも有効幅員とする）

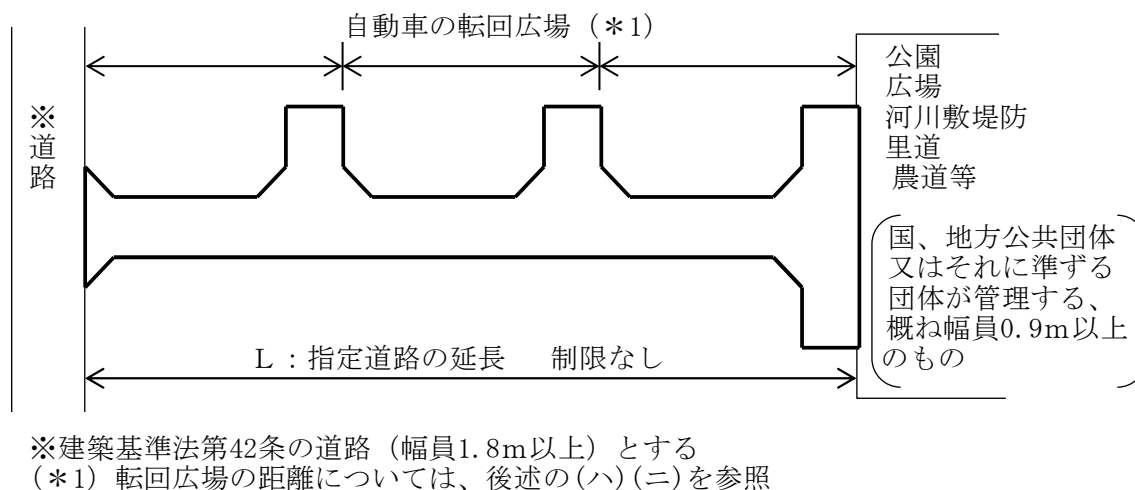
第4 指定道路が次の各号のいずれかに該当する場合又はこれに準ずる場合は、第3の規定にかかわらず、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。以下この基準において同じ。）とすることができる。

- (1) 一端が他の道路に接し、他の一端が公園、広場又は河川敷堤防等将来にわたり避難及び通行の安全上支障をきたすおそれのないものに接続し、かつ、自動車の通り抜けができない場合にあつては、次号に掲げる延長及び幅員に対応した自動車の転回広場が設けられている場合

① 自動車の通り抜けができる場合



② 自動車の通り抜けができない場合

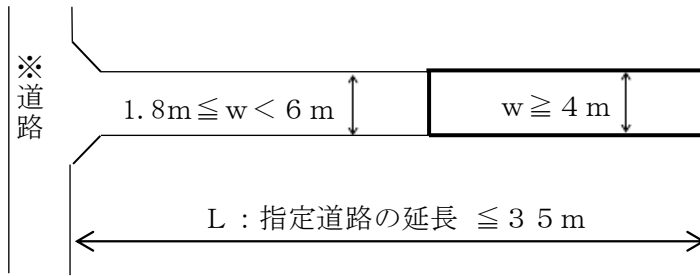


- (2) 一端が他の道路に接し、他の一端ががけ地、川、水路、既存建築物等別途考慮しなければ将来にわたり避難及び通行の安全上支障をきたすもので、次の(イ)から(ホ)までのいずれかに該当する場合

- (イ) 指定道路の延長（指定道路が既存の有効幅員6m未満の袋路状道路に接続する場合は、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含むものとする。以下(ロ)から(ホ)までにおいて同じ。（ただし、(ハ)から(ホ)までに該当する指定道路の延長（転回広場に関する規定の場合を除く。）については、既存の袋路状道路が地方公共団体が管理する道路等で幅員が4m以上である場合は、含めないものとする。））が35m以下のもの。

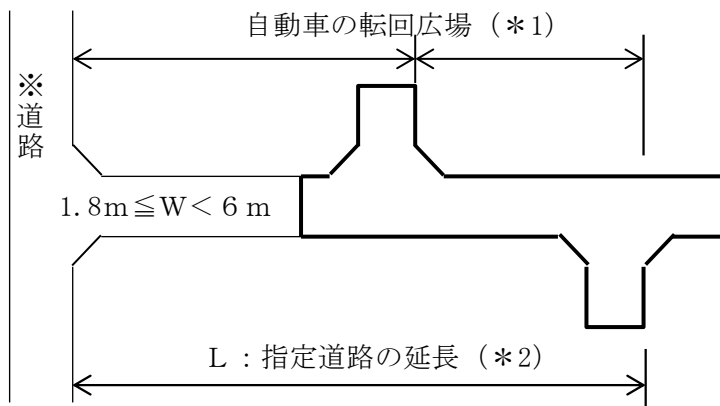
① 有効幅員 6 m 未満の袋路状道路に接続する場合

(a) 延長基準のみ考慮



※建築基準法第42条の道路（幅員1.8m以上）とする

(b) 延長基準及び転回広場を考慮

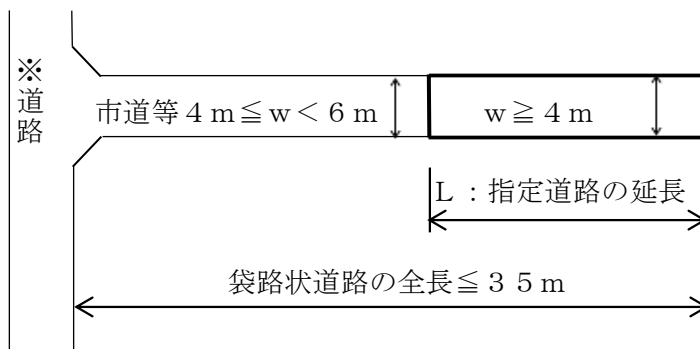


※建築基準法第42条の道路（幅員1.8m以上）とする

(*1) 転回広場の距離及び (*2) 指定道路の延長については、後述の(ハ)(ニ)を参照

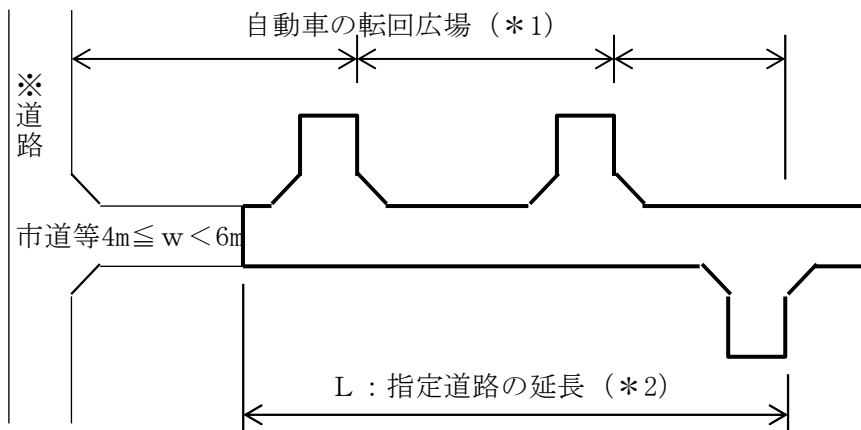
② 既存の袋路状道路が地方公共団体が管理する道路等（市道等）で幅員が4m以上である場合

(a) 延長基準のみ考慮



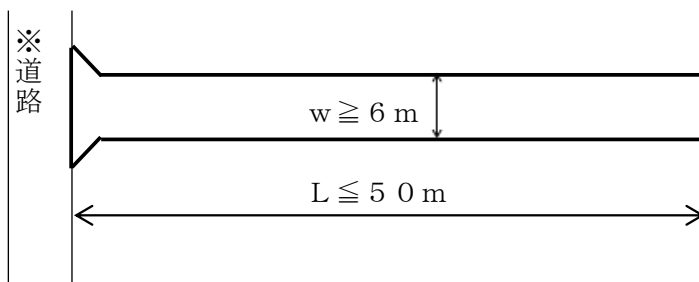
※建築基準法第42条の道路（幅員1.8m以上）とする

(b) 延長基準及び転回広場を考慮



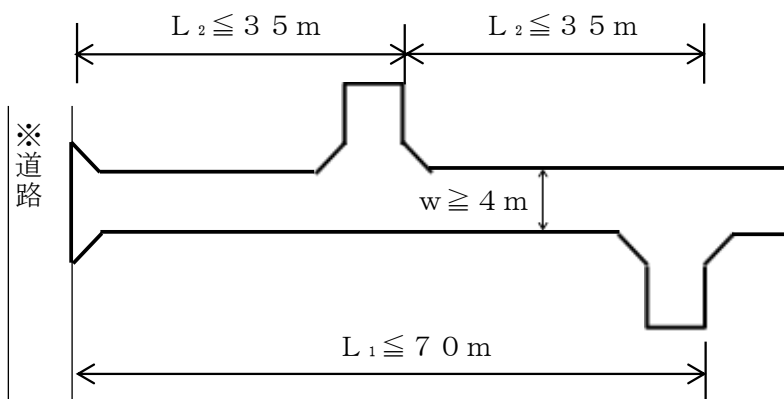
※建築基準法第42条の道路（幅員1.8m以上）とする
 (*1) 転回広場の距離及び (*2) 指定道路の延長については、後述の(ハ)(ニ)を参照

(ロ) 指定道路の延長が50m以下のもので有効幅員が6m以上のもの。



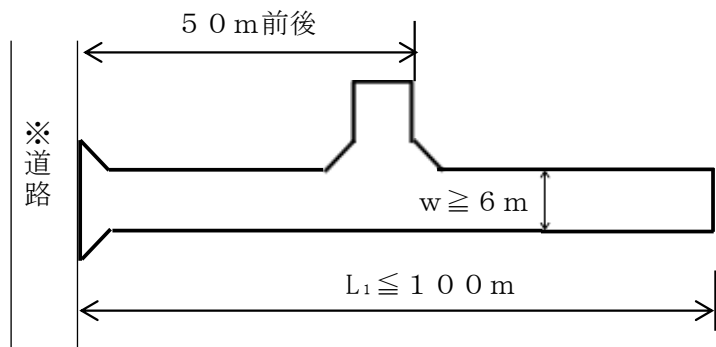
※建築基準法第42条の道路（幅員1.8m以上）とする

(ハ) 指定道路の延長が70m以下のもので終端及び区間35m以内ごとに半径6m以上の自動車の転回広場若しくはT字型道路（いずれも有効幅員4m以上。以下同じ）を設けたもの。



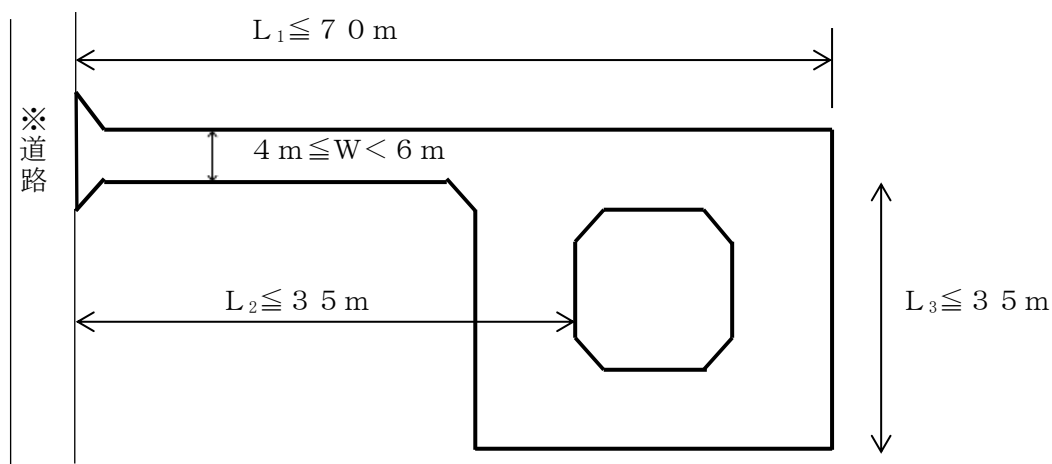
※建築基準法第42条の道路（幅員1.8m以上）とする

- (二) 指定道路の延長が100m以下のもので有効幅員が6m以上あり、かつ、中間地点(50m前後の場所)に十字型又はT字型道路を設けたもの。



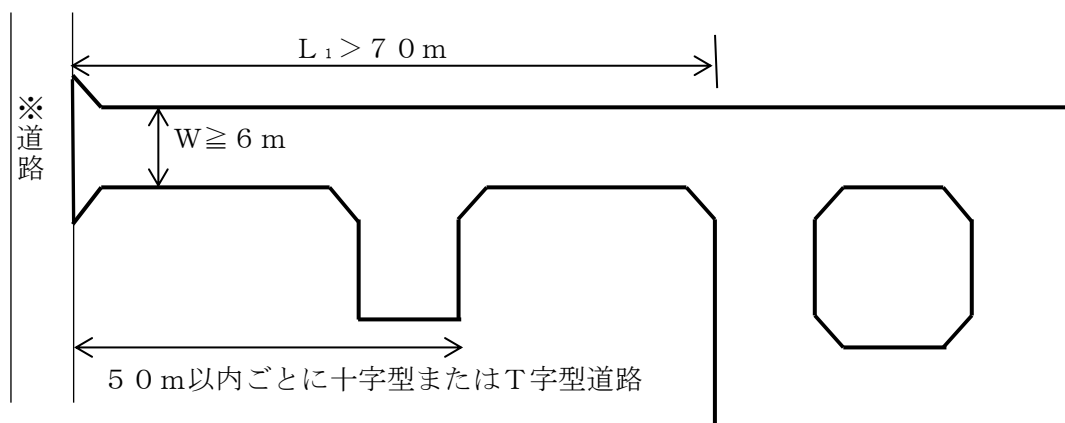
※建築基準法第42条の道路(幅員1.8m以上)とする

- (ホ) 一端がロ字型(ロ字型に類する型を含む。以下この基準において同じ。)となっている道路で、他の道路からロ字型の道路に至るまでの道路(当該道路という)の有効幅員が4m以上のもの。ただし、当該道路の有効幅員が4m以上6m未満の場合は、その延長を35m以下とし、ロ字部分の1辺の延長は35m以下とする。



※建築基準法第42条の道路(幅員1.8m以上)とする

また、当該道路の有効幅員が6m以上の場合、当該区間が70mを超えるときは50m以内ごとに十字型またはT字型道路を設けること。



※建築基準法第42条の道路(幅員1.8m以上)とする

転回広場参考図

* 建築基準法施行令第144条の4第1項第1号ハの規定による自動車の転回広場の形状、寸法は、次のとおりとする。（※S45年建設省告示第1837号）

